

誰もが働きやすい職場をめざって

2016.3.23 市教委交渉より



組合：ある学校では教頭がシートを見て計算し、80時間超・100時間超の人のみ校長に超過時間数と氏名を報告。校長はその人だけに声をかけているとのことである。この学校に限らず、概ね市内の学校は同じような状況ではないか。

【在校時間の適正把握を】
組合：在校時間について「適正に把握している」と回答しているが、小牧市は出校時間と退校時間と在校時間だけの不十分なシート。それに、県が11月に行った在校時間調査の一覧を見ると、同規模の他市と比べて極端に80時間超と100時間超の人数が少ない。校長が一人一人の在校時間を適正に把握していないところに問題があるのではないか。

組合：すべての教職員の勤務監督者である校長が、すべての教職員の時間外労働を把握してないとしたら、それは労働安全衛生規則違反である。（資料5ページ「規則52条」を示しながら）「52条」では、職員の一人一人の時間外・休日労働時間の算定を義務づけている。だから、それが算出できるシートを使えば、100時間超の人が出たなら、50人以下の職場であっても労働者からの申し出があれば面接指導を受けさせる義務が校長にある。

在校時間記録をつける目的には労働者自身が自分の働き方に注意をするということもある。小牧市のシートでは本人が自覚することすらできない。正確なシートを作り、校長が一人一人の実態をしつかりつかむことが必要。

組合：以前の交渉のとき、時間外が集計できるものの方が望ましいということを確認された。時間外の集計できるシートを校長会で紹介すると言われたが・・・
教委：紹介はした。

組合：しかし、ある学校の教頭は知らなくて、そんな便利なものがあるのなら・・・ということと来年度からは使いたいと言っていた。市教委がやる気になれば簡単にできる。4月から25校一斉に時間外がわかるシートに変えるよう指示してもらえないか。

教委：自分が校長の時は、全部自分が手計算し、一人一人の先生を呼んで・・・というやり方をした。だから、「これを使え」とは言えない。どれを使ってもいいではないか。

組合：こういうシートを使えば校長もわざわざ自分の時間を使って計算しなくて超過時間が簡単にわかる。小牧市は今年度休職の方が一人しかみえないというのはすばらしいことだが、正確に把握すれば100時間超の先生はもっと増えるかもしれない。市教委から「このシートを使ってください」という指示が出れば、校長先生もありがたいし、職員も自分の働き過ぎ度をチェックできてありがたい。

教委：皆さんの意見としてよくわかりますが、自分では手計算します。紹介はするが、こちらを使えばきちんと管理でき、校長が計算したらいい加減な数字になるというのは校長に失礼になる。

組合：健康を守るのはまず本人。本人が自覚できるようなシートが手直しの手直しでできるのなら早急に改善すべきである。

組合：（別件で）総括安全衛生委員会では話題にあった内容を教えてほしい。

教委：細かい記録はないが、長時間労働について学校がどんな対策をとっているかについて話した。

組合：それは11月の労働時間把握の資料に基づいて話し合われたのか。
教委：違う。

組合：法令により衛生委員会が話し合うべき内容が決められている。小牧市も基本的な部分から構築してほしい。

《資料》厚労省・都道府県労働局・労働基準監督署発行リーフ「過重労働による健康障害を防ぐために」より

- ＜衛生委員会等での調査審議事項＞
長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること
- ①長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策の実施計画の策定に関すること
 - ②面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること
 - ③労働者の申出が適切に行われるための環境整備に関すること
 - ④申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関すること
 - ⑤面接指導又は面接指導に準ずる措置の実施対象者（法令により義務づけられている面接指導の実施対象者を除く。）を定める基準の策定に関すること
 - ⑥事業場における長時間労働による健康障害の防止対策の労働者への周知に関すること

組合：小牧市は県教委から調査依頼のある11月以外は把握しないという立場だが、今後そのようなのか。

教委：基本的にはそうである。
組合：これからはそうである。市教委が「安全配慮義務違反」をしていると思わざるをえない。各学校は調査しているのだから、市教委に提出させるだけのこと。

組合：4月から現状より1歩でもいいから変えるという約束がほしい。時間外のわかるシートを使うとか・・・

教委：1歩進めたいという気持ちはわかるが、市教委が把握することと休職や療休の人数は一致しないだろう。

《資料》 在校時間等の状況 2015年11月県教委実施在校時間調査結果より

市町村名	小学校数	提出人数	100時間超	80～100時間
小牧市	16	458	3	8
瀬戸市	20	410	16	24
刈谷市	15	407	52	47

市町村名	中学校数	提出人数	100時間超	80～100時間
小牧市	9	294	19	14
瀬戸市	8	223	39	32
刈谷市	6	248	123	38

小牧市は、2016年3月末現在の休職者が1名と少ないことは喜ばしいことである。しかし、教職員の長時間過密労働が解消されているかといえば、決してそうではない。

市教委は、県教委が調査をかける11月の勤務時間しか把握しようとしていない。11月は日没時刻が早く平日の部活動指導時間が1年の中でも一番短くなる時期である。この時期のみの勤務時間把握をするだけでは、年間を通しての教職員の多忙ぶりは見えてこない。毎月の勤務時間把握は簡単にできることである。そして、その結果を総括安全衛生委員会でも論議し、長時間労働解消の手だてを講じていくことも可能である。市教委が、「安全配慮義務」を果たすよう今後も追及していく必要がある。

超過時間の分かる在校時間記録シートに全市一斉に切り替えることを、市教委がしようとしていないことは、理解に苦しむところである。大事なことは、本人が自分の働き過ぎ度を自分でチェックし、健康破壊防止に役立てることである。そのためにも、超過分が自動計算されるシートは必要である。

【50人以上の職場には確実に産業医の配置を！】

組合：産業医の配置について新たに2校分の予算しかとられていないのだが、4月からもっと多くの学校が50人以上に該当すると思われる。予算がないから産業医をつけないというのは法律違反。補正予算を組んでも配置すべき。市教委はどう考えているか。

教委：（沈黙）

組合：市教委として見込み数を申請したのか。

教委：（沈黙）

組合：産業医にはどれだけの予算がついているのか。

教委：1回2万円。6校分で、2(万)×12(月)×6(校)。(来年度は新たに)2校分申請した。(新年度何校が50人以上になるかを)つかむのは難しい。

組合：産業医は月1回校内巡視して、校内衛生委員会で報告し、改善策等を助言する。産業医の役割は重要である。4月以降に新たに50人以上の学校が2校より多いことがわかった場合、補正予算を組んでもらえるのか。

教委：（沈黙）

組合：法律違反になるので監査請求を起こせば市教委は負けることになる。

今年度50人以上の職場は7校であり、今まで産業医が配置されていなかった3校(味岡中・小牧南小・小牧小)にも新たに配置する準備が進んでいるとのことである。交渉では、2校分の予算増額がされたとの回答であったが、法令に則り、50人以上の職場すべてに産業医を配置することを決断した市教委の姿勢を大いに賞賛したい。今後は、産業医を交えた校内衛生委員会での活発な論議が望まれる。

【アスベストの存在周知を！】

組合：小牧南小学校で天井をはがして電灯を付ける工事をする中で、アスベストの存在が明らかになった。工事はストップされ、安全も確認された。しかし、文科省からも指導されているように、保護者や児童にも知らせるのが筋ではないか。

教委：関連法令に則って対応した。

組合：安全工事については信頼しているが、きちんとその状況を保護者に知らせる必要はないのか。

教委：現在アスベストが残っている学校についてはは図面におとしファイルして、3月に当該学校に通知した。

組合：学校は災害時の避難場所になる可能性が高い。知らずにアスベストを吸ってしまう危険性もあるので、住民にも知らせるべきであると思うが。

組合：学校長の判断で知らせてもよいのか。

教委：今のところ学校への周知までで考えている。今現在アスベストは完全に密封され安全な状態にある。災害時、密閉部分が緩んだところがあればそこには立ち入らないような措置が、現場も事務局もできるような対策をとった。今の段階であえて保護者にまで伝える必要があるかどうかについては結論が出ていない。

組合：アスベストの存在箇所資料を基に定期的に市の点検が必要。現場の職員ははがれていてもそれがアスベストとは知らずにいることもある。

教委：だから今回存在箇所を学校の先生方にも周知してもらえように示した。なにかあったらすぐ教育総務課に知らせてください。

アスベストは、飛散粉塵を吸うことによつて発癌する可能性が極めて高い。現在密閉されている可能性も、地震等の災害時に、露出することもあると考えられる。保護者や地域住民にアスベストの存在を周知しておくことは重要である。

【療養休暇を取りやすく】

組合：短い療養休暇(特定療養休暇)を年休な

に簡単に取れることを知らない人がほとんどなので、書類を各個人に配るよう指導していただきたい。安心して取れるよう配慮を。

病気やけがで、1日、2日程度の通院や療養が必要な場合、私たちは手取り早く年休を取ってしまったのではないのか。しかし、6日までなら「特定療養休暇」として、申請するだけで療養が取れるのである。年次休暇処理簿と同様、療養休暇処理簿も存在する。ちよつとした病気やけがの場合でも療養休暇が簡単に取れることを周知していく必要がある。

【持ち時間数の適正化を】

組合：職場には再任用や非常勤など人はいっぱい増えているのに担任の授業持ち時間は減っていない。小学校の場合、教務・「校務」が評価をする教科を持たず、T2とか書写とか特別支援学級に補助として入るなど、専科教諭としての役割を果たしていないところの問題がある。市教委としては介入せず学校任せにしているのか。

教委：学校裁量である。

組合：各学校の問題であるとは思いますが、実態として承知しておいたほうがよい。今後も教務・「校務」が評価の必要な教科の授業をもたなくなる傾向は続くと思われるので。

【プール清掃の業者委託を】

組合：プール清掃の公費負担について、近隣市町では実施しているとあるものなのでぜひ検討を。「教労こまき」に調査資料を載せてあるので、「ご覧おき」。